



令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金

世帯の状況で申請方法が異なります

※【注意】※ 細かい給付要件が国で決められているため、必ずしもこのフローチャートで給付が決定するものではありません。詳しくは、笠岡市市民課(0865-69-2129)までお問い合わせください。

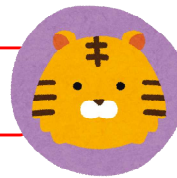
まず初めにご確認ください

児童手当の
対象児童がいますか？
(令和3年9月以降出生児童は除く)

はい

児童手当の対象児童
がいます

①へ



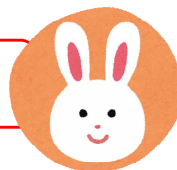
いいえ、児童手当の
対象児童がいません

高校生の児童を
養育していますか？

はい

高校生の児童を
養育しています

②へ



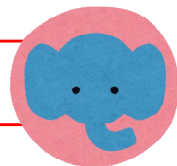
いいえ、高校生の児童を
養育していません

令和4年3月31日までに
出生した児童を
養育していますか？

はい

令和4年3月31日
までに出生した児童を
養育しています

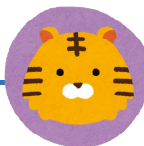
③へ



いいえ、令和4年3月31日
までに出生した児童を養育し
ていません

給付金を受給できる
対象児童がいません。

※ 高校生(生年月日:H 15.4.2 ~ H 18.4.1)
高校に在学しているかを問いません。
ただし、配偶者を有する方は除きます。




①: 児童手当の対象児童を養育している場合

笠岡市から令和3年9月分の
児童手当の給付を
受けていますか？

いいえ

受給していません

笠岡市以外から、令和3年9月分の
児童手当を受給した方は、
その市区町村にお問い合わせください。

※高校生がいる場合は、『②』を
ご覧ください。

はい、
受給しています

特例給付ですか？

はい

特例給付です

笠岡市からの給付金の対象ではありません。

いいえ、
特例給付ではありません

※ 特例給付(児童手当の所得制限以上で、
児童1人あたり5,000円の支給になっている方)

※ 児童手当の所得制限限度額は、裏面の『表A』を
参照してください。

【申請不要】

児童1人あたり一律10万円(現金一括)の給付金が給付されます。
(他に養育している高校生の対象児童の分も申請不要です。)

※ 公務員の方の申請は、お住まいの
市町村にお問い合わせください。



②: 高校生の児童のみを養育している場合


(中学生以下の児童を養育していない方)

※ 高校生(生年月日:H15.4.2~H18.4.1)
高校に在学しているかを問いません。
ただし、配偶者を有する方は除きます。

平成15年4月2日から
平成18年4月1日までの間に
生まれた児童ですか？

いいえ

給付金の対象となる児童がいません。

※ 児童手当の対象児童がいる場合は、『①』
をご覧ください。

はい

主たる生計維持者の
令和2年中の所得は
所得制限限度額未満ですか？

いいえ

笠岡市からの給付金の対象ではありません。

所得制限限度額
以上です

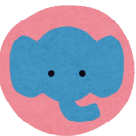
はい、
所得制限限度額
未満です

※ 児童手当の所得制限限度額は、
『表A』を参照してください。

【申請が必要です】

主たる生計維持者(父や母等のうち収入・所得が高い人)が
令和3年9月30日時点でお住まいの市区町村に申請して
ください。
児童1人あたり一律10万円の給付金が給付されます。

※ 笠岡市では10万円を一括給付していますが、
市区町村によっては、
現金2回分割(50,000円×2回) もしくは、
現金・クーポン券等での支援を実施して
いるところもあります。



③: 令和4年3月31日までに生まれた新生児を養育している場合

児童手当の申請を
しましたか？

いいえ

【児童手当の申請が必要です】

※申請受理後、随時給付します。(指定口座に振込)
※特例給付の方を除きます。

申請していません

はい、
申請しました

特例給付ですか？

はい

笠岡市からの給付金の対象ではありません。

特例給付です

いいえ、
特例給付では
ありません

※ 特例給付(児童手当の所得制限以上で、
児童1人あたり5,000円の支給になっている方)

※ 児童手当の所得制限限度額は、『表A』を
参照してください。

※ 公務員の方の申請は、お住まいの
市町村にお問い合わせください。

【申請が必要です】

児童手当の申請時にご案内させていただきます。
郵便により、児童手当を申請され、給付金の申請を行っていない
方はご連絡ください。ただし、令和3年11月以前に生まれた新生
児については申請不要となります。

※ 表A: 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安 (給与の場合)
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万円
5人	812万円	1,040万円

※ 児童の主たる生計維持者(父や母などのうち、
収入の高い方)の収入を確認してください。

《所得額は、主な生計維持者(所得が高い方)お1人が
対象で、世帯や夫婦の合算した所得ではありません。》

※ 扶養は、税法上の人数です。



お問合せ先：笠岡市市民課 子育て世帯への臨時特別給付金担当 電話 0865(69)2129